情報提供先保育所等名	
嘱託医	展

	所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版) <b>育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表</b> 名前	(食物アレルギー・アナフィラキシー) 提出日 年 月 日	<ul> <li>緊 ★保護者</li> <li>意</li> <li>車 ★連絡医療機関</li> <li>絡 医療機関名:</li> </ul>
	※この生活管理指導表は、保育所の生活において特別な配慮や管		<b>先</b> 電話:
	病型・治療	保育所での生活上の留意点	記載日
食物アレルギー(あり・なし)アナフィラキシー(あり・なし)	A. 食物アレルギー病型  1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎  2. 即時型  3. その他 (新生児・乳児消化管アレルギー・口腔アレルギー症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・その他:  1. 食物 (原因:  2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・児虫・動物のフケや毛)  C. 原因食品・除去根拠 該当する食品の番号に〇をし、かつ( )内に除去根拠を記載  1. 鶏卵 ( )  2. 牛乳・乳製品( )  3. 小麦 ( )  4. ソバ ( )  5. ピーナッツ ( )  6. 大豆 ( )  7. ゴマ ( )  8. ナッツ類* ( ) (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・9 甲殻類* ( ) (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・11. 魚卵* ( ) (すべて・イクラ・タラコ・ ) 10. 軟体類・貝類*( ) (すべて・サバ・サケ・ ) 13. 肉類*( ) (すべて・サバ・サケ・ ) 11. 魚類* ( ) (すべて・サバ・サケ・ ) 12. 魚類* ( ) (すべて・サバ・サケ・ ) 13. 肉類*( ) (第肉・牛肉・豚肉・ ) 14. 果物類*( ) (第中人・バナナ・ ) 15. その他 ( ) ( )   D. 緊急時に備えた処方薬 ( ) ( ) 中の該当する項目に〇をするか具体的に記載することの ( )   の 保育所に体はる日常の取り組み及び緊急時に向対はに活用するため、 ( )	B. アレルギー用調整粉乳  1. 不要  2. 必要 下記該当ミルクに〇、又は()内に記入 ミルフィーHP・ニューMA-1・MA-mi・ペプディエット・エレメンタルフォーミュラ その他(  C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの 病型・治療のC. 欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるもののみに〇をつける ※本欄に〇がついた場合、該当する食品を使用した料理については、給食対応が困難となる場合があります。  1. 鶏卵: 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品: 乳糖 3. 小麦: 醤油・酢・麦茶 6. 大豆: 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ: ゴマ油 12. 魚類: かつおだし・いりこだし 13. 肉類: エキス  D. 食物・食材を扱う活動	電話

- ・ 同意する ・ 同意しない

保護者氏名